

「公明党政策要望懇談会」御中

政策要望資料

2021年11月



1. 基本的な考え方

2. 政策要望

3. 税制改正要望

資本主義の今後のあり方

日本経済の持続的な成長に向け
民でできることは民に

民間によるイノベーションの発揮を引き出し、
スタートアップ・成長企業をエンパワー

社会的課題の解決のためにも
民の力を最大限活用

民間等による『将来の投資※』の強化を自発的に
引き出すことで、適正な『分配』を実現

※ 研究開発投資、オープンイノベーション投資、教育等人的資本投資、
社会的インパクト投資など

規制改革・税制改革などの徹底的な改革が必要

- 金融所得増税ではなく、懲罰的な累進課税の是正 [個人所得税(住民税含む)引下げ(最高税率40%)]
- ストックオプションの柔軟化によるスタートアップの成長促進 など

Innovate Japan

各国の優れた点から学び、日本でも以下の各種政策を行うべき



金融 (フィンテック)
例：ロンドン

- ・移民政策 (移民基本法の制定)
- ・金融のDX化 (アナログ原則撤廃)
- ・上場制度改革・SPAC解禁 等



知的財産 (IP)
例：シリコンバレー

高付加価値なサービスを創出
民でできることは民に



資源 (観光・エンタメ)
例：パリ、ラスベガス

- ・ワクチン接種証明等の活用
- ・旅行需要の平準化 等



製造・人
例：東京 (日本)

- ・ダイバーシティ、移民政策(移民基本法の制定)、英語教育、9月入学により「人」の底上げ
- ・グリーンエネルギー、発送電分離、エネルギーコスト低下と温暖化防止の両立により「製造」の底上げ

- ・個人所得税(住民税含む)引下げ (最高税率40%)
- ・法人税引下げ(20%程度)
- ・オープンイノベーション、スタートアップへのリスクマネー供給等による支援 等
- ・ストックオプションの柔軟化

1. 基本的な考え方

2. 政策要望

3. 税制改正要望

日本国のトランスフォーメーションのために取り組むべき打ち手

経済のデジタル化により、諸制度のグレートリセットをできるかどうかの**国家間競争の時代**に

日本国のトランスフォーメーションが必要

デジタルを活用して個人・法人の自立・自律を促し、イノベーションが生み出す付加価値を最大化

取り組むべき打ち手（例）

**デジタル人材の
確保**

国内での人材育成とともに、既存の外国デジタル人材（移民）の活用（p22-24）
移民政策の位置付けの明確化（移民基本法の制定）、ワクチン接種実績等を踏まえた通常の海外往来の再開

**スタートアップの
徹底支援**

制度改革・税制見直し等による『7つの壁※』の解決と支援策の面的な集中投下（p25-26）
ストックオプションについて、税制適格（10年の期間に限定）の緩和などの柔軟化

**アナログ原則の
撤廃**

民・民間の手続についてのアナログ原則撤廃のための一括整備法+DX法制局（P27）
行政手続についても、『デジタル社会形成関係整備法』（R3.5成立）で未措置の手続の対応が必要

**民をエンパワーする
税制改革**

産業構造の転換や新しい働き方を踏まえたゼロベースでの税制の見直し（p10-19, 29-42）
懲罰的な累進課税是正、民による社会的課題の解決を促進する税制（ex. 企業によるデジタル等教育投資）導入

**産業基盤の
公正競争環境確保**

OS・アプリストアの強固な寡占への対応（p28）
デジタル経済においてOS等は一次・二次・三次全ての産業の基盤に

**デジタル経済下の
経済安全保障**

リスク評価に基づきターゲットを絞った対応
国際競争力の源泉となるイノベーション環境を損なわないことは前提

※ 7つの壁：①起業自体 ②人材調達 ③資金調達 ④開業コスト ⑤企業運営コスト ⑥既存法令 ⑦社会実装の場

「ゼロキャッシュ」政策

近い将来、世界はゼロキャッシュの時代に入ります 日本は、どうすべきか

- 現金決済は、毎年莫大なコストが発生

日本の現金決済インフラ維持費用
1.6兆円超/年

- ・キャッシュレス決済導入事業者
- ・現金決済の事業者
- ・キャッシュレス決済利用消費者
- ・現金利用消費者

全員が負担

- 現金決済は、トラッキングが困難

ゼロキャッシュ
政策

2030年までに
「ALLキャッシュレス」へ

- 低コストで正確な決済
- 消費のさらなる促進
国内消費&インバウンド消費
- トラッキングできるデータに基づく行政
運営の効率化・フェアな課税やプッシュ型公的支援
- 地下経済の縮小

- ✓ キャッシュレス決済に対する優遇税制
- ✓ マイナンバーと銀行口座/クレジットカード番号の紐づけ検討
- ✓ 『ゼロキャッシュ・ガバメント』
歳入面(納税手続や公金収納)と歳出面(契約支払等)のデジタル化・キャッシュレス化

ゼロキャッシュ政策のKPI

2030年

キャッシュレス決済比率	26.8% (2019年)	オンライン送金等も併せて 100%
現金流通高対GDP比率	21.1% (2018年)	0%

通常の海外往来の早期再開

外国人の新規入国停止により、今後の経済回復過程で人手不足が強く懸念
日本が排他的な国との認識が広がれば、中長期的にイノベーションの阻害要因にも

ワクチン接種実績・コロナ感染状況等を踏まえ通常の海外往来の早期再開が必要

現 状

- ✓ 特定の対象国・地域との間での、ビジネス上必要な人材等の出入国スキーム（ビジネストラック・レジデントトラック）は、今年1月以降、停止状態が継続
- ✓ ビジネスのほか、留学、家族滞在等の在留資格による新規入国も同様に停止状態が継続
- ✓ 帰国・再入国時の自己隔離期間も原則14日間（特定の場合は10日間）の状態が継続

※ただし、11月8日以降、一定の場合には所管省庁の事前審査を経て例外的に新規入国及び自己隔離期間4日目以降に受入機関の管理下での一定の行動が可能

このため、在留資格認定がなされていても実際に入国できない外国人が多数存在するばかりか、国内居住者の海外出張等にも支障

ご提案事項

- ✓ 感染状況も踏まえ、**ビジネス上の往来スキームを本格的に再開**するとともに、その他外国人の**新規入国も迅速に再開し、対象拡大**
- ✓ ワクチン接種者の**自己隔離期間を短縮・撤廃**（**海外での接種実績も国内接種実績と同様に扱う**）

1. 基本的な考え方

2. 政策要望

3. 税制改正要望

税制全般に対する考え方

コロナ禍によるデジタル化の急速な進展や社会構造の変化等、抜本的な社会変革を迫られる中、**税制のあり方もゼロベースで検討**する必要

● 本則に関する提言（p12）

- **本則を下げるのを原則とし、法人税、所得税、相続税などを見直し**
- **企業間の公平な競争環境**を促す国内外の課税の**イコールフットィングの確保**
- **新しい働き方**などに対応した税制の見直し（退職金税制等の見直し、テレワーク税制、配偶者控除見直しなど）

● 租税特別措置に関する提言（p13-19, 29-42）

- **イノベーションを促進**する観点から、スタートアップの支援や研究開発税制を拡充
- **デジタル環境整備・人材育成**を推進していく観点から必要な税制を創設
- **コロナ問題を契機とした新たな国づくり**のために必要な税制を整備

(参考) 税制改正要望の全体像

全般

- 税制のあり方をゼロベースで見直し
- 情報公開の徹底

本則

- 国内外の課税のイコールフットイングの確保
- 所得税・相続税等の抜本見直し
- 新しい働き方に対応した税制の見直し

イノベーション

- オープンイノベーション税制の拡大
- スタートアップ向けインセンティブ報酬の拡充
- 研究開発税制の見直し
- 租税特別措置の適用要件の見直し

デジタル・人材

- デジタル人材育成税制
- 教育投資税制創設
- AI税制・暗号資産関連税制創設
- 外国人材に対する税制の見直し
- 税制プロセスのデジタル化

コロナ問題を契機とした新たな国づくり

- 医療・物流・通信システム革新税制
- 社会的投資減税
- コロナ禍を契機とした共助のための税制

租特

本則に関する税制改正提言

「2022年度税制改正提言」（2021.5.19）より抜粋

税制改正の項目	趣旨	具体策
所得税・相続税等の抜本見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● イノベティブな人材を輩出していく観点から税制全体の見直しが必要 ● チャレンジへのインセンティブや頑張った人が報われる社会への呼び水となるよう、所得税・相続税などを見直し ● 優秀な外国人材を日本に呼び込むため外国との水準も考慮に入れるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在55%の所得税の最高税率（地方税率含む）の見直し ● 相続税の引き下げ 等
国内外の課税のイコールフットディングの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外デジタルプラットフォーマーが日本企業やユーザーから創造した価値への課税が不透明（合同会社形態で情報開示が不十分など）。そうした企業が安い税率の国で納税すると競合する日本企業は不利 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外企業が日本の企業・ユーザーから創造した価値に日本サイドが課税 ・ 法人税の実効税率を20%程度まで引き下げ ・ 財務省が外国勢のタックスギャップを試算し毎年公表
	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者向け電気通信利用役務（ゲーム、電子書籍、映像、音楽等の配信）を提供する場合、国内外事業者問わず消費税の納税義務があるが、国外事業者からは納税されていないケースあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外事業者に対する執行強化等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定同族会社への海外子会社からの配当金等に関する課税のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルなキャッシュマネジメントも困難にしており、海外企業とのイコールフットディングを阻害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外子会社からの配当金については留保金額に不算入とするなどの措置 ・ 平成19年度改正で中小企業が対象外となっており、パススルー課税のあり方も含めた検討が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式対価M&A <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに利用範囲を拡充することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭対価と混合で利用する場合の金銭割合上限20%を撤廃
新しい働き方に対応した税制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き方が大きく変わっていく中で、個人の働き方に係る税制も時代の変化に合わせた見直しが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 退職金課税の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期に雇用された人に有利な退職所得控除や1/2課税ルールの見直し ● フリーランスや学び直しに対する制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人対比不利な損失繰越制度を拡充（3年⇒10年など） ・ 前年に要した資格取得費等を就職後の給与所得から控除可能に ● テレワークの増加を受けて、給与所得者が自ら出費したテレワークのための費用について所得税の特定支出控除または医療費控除の対象化

租税特別措置に関する税制改正提言（イノベーション）

税制改正の項目	趣旨	具体策
オープンイノベーション税制の拡大（p29）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップであり、シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップは事実上対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設し、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、出資額の要件を緩和しつつ（1億円→1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）
スタートアップ向けインセンティブ報酬の拡充（p30）	<ul style="list-style-type: none"> ● スtockオプションによる役職員の企業価値向上のインセンティブ機能を維持するため、スタートアップの投資環境等の情勢の変化に応じて、税制適格要件も柔軟に見直すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ● 税制適格stockオプションの行使期間を延長（例：10年→15年） ● 最終的にはstockオプション税制について、①行使時の課税を繰り延べ、②譲渡時点で行使価格との差額を譲渡所得として申告分離課税の対象とする、などゼロベースでの見直しも必要
研究開発税制の見直し（p31-32）	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極投資により赤字になる企業においても、研究開発の社会的必要性は黒字企業と変わらないが、一方で研究開発税制の適用を受けられず ● また、研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提としており、デジタル時代に対応しきれておらず抜本的な見直しが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 繰越控除制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 控除限度超過額の5年間繰り越しを認める ● 「専ら」要件の撤廃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業・ベンチャーは1人の従業員が複数職務を兼務。試験研究の業務に従事した時間を区分計上することを前提に「専ら」要件を撤廃 ・ 「情報解析専門家」も「専ら」要件が付されているため、この要件も撤廃 ● 自社利用ソフトウェアの損金処理範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の収益獲得または費用削減が不明確であれば損金算入 ● 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり、税制の混乱の根本原因 ● 給付付き研究開発税制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 創業後一定年数以内のスタートアップについて、赤字決算の場合、試験研究費の控除割合（2～14%）分の給付を可能に ● 企業における保守的な税務実務の改革
租税特別措置の適用要件の見直し（p33）	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発税制等の租税特別措置については、産業構造が大きく変化する中で適用要件を見直していくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用要件において、DXや人材への教育投資を促すべく、デジタル投資や教育投資の水準も加味

租税特別措置に関する税制改正提言（デジタル・人材）

税制改正の項目	趣旨	具体策
デジタル人材育成税制 (p34)	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業にとってのSaaS利用は、「人の育成・人への投資」という意味合い 	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル人材の育成・投資を促進するために、SaaS費用について税制上の優遇措置（人材確保等促進税制への組み入れなど）
教育投資税制創設 (p35)	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国等と比較した場合、大学と企業の人材育成方針に溝があり、社会全体で人材育成を進めるため、経済界と教育界の往来を活発化するための施策が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業から大学への教育投資（社会人受入れ費用、PBL共同開発費用等）の税額控除とともに、人材確保等促進税制における上乘せ要件について、企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に
AI税制創設 (p36)	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界で急成長しているAIベンチャーを日本でも振興 ● 我が国でもより大きな枠組みでAI産業のエコシステムを形成 	<ul style="list-style-type: none"> ● AIラボ税制の創設（AI研究所などを設立した場合、試験研究費の税額控除率を拡大（通常14%→50%等）） ● ベンチャーや中小企業において、修士号又は博士号を取得したAI人材の給与の全額（一定期間）の税額控除や外国の若手人材をAI人材として来日させる場合（高度人材を除く）の給与（一定期間）の全額の税額控除や日本での生活支援等
暗号資産税制創設 (p37)	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな技術であるブロックチェーンの市場を拡大しイノベーションを後押しする観点から、税制が暗号資産投資の阻害要因とならないようにする必要 ● デリバティブ取引について暗号資産が税制上不利になっており、税の公平性の観点から問題 ● 暗号資産に係る納税申告の負担が過大であるため、適切な申告が阻害され税収が確保されなくなる懸念 	<ul style="list-style-type: none"> ● 暗号資産のデリバティブ取引を申告分離課税とし、損益通算・損失の繰越控除を可能に ● 暗号資産の現物取引についても同様の取扱いに ● 暗号資産の取引に係る所得を譲渡所得に ● 暗号資産間の交換を非課税化
外国人材に対する税制の見直し (p38)	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人材の労働・生活環境を改善し、企業への定着、日本人職員との共生や各地域における共生を推進する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組を行っている企業を公的に認定し、法人税の優遇措置
税制プロセスのデジタル化 (p39)	<ul style="list-style-type: none"> ● 税制プロセスをデジタル化し、事務コストを低減していくべき ● 2023年に導入されるインボイス制度はコロナ禍で打撃を受けている中小企業にコスト増加を強いるおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子帳簿保存法のさらなる要件緩和を実施（スキャン画像の解像度、階調、大きさ情報の保存義務の撤廃） ● インボイス制度について、制度の周知徹底、中小企業の事務負担への配慮等、混乱を招かないような対応を推進

租税特別措置に関する税制改正提言（コロナ問題を契機とした新たな国づくり）

税制改正の項目	趣旨	具体策
医療・物流・通信システム革新税制創設（p40）	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ問題による社会構造の変革に対して迅速な設備投資が必要な分野（医療、物流、通信等）については、ソフトウェア含め革新的なシステムの導入を促すためにも従来の税制を超える促進策が急務 ● デジタル投資に対して取得価額以上の減価償却を認めるイタリアのハイパー償却税制を我が国でも導入 ● さらに、国民視点のPHRの実現や医療分野のDXを通じた医療サービスの新たな付加価値創出と医療機関の信頼性向上に向けた打ち手が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン診療等の医療システム、物流の基幹システム、通信分野の革新的システム等への投資について、取得価額の200%分の減価償却 ● 医療情報システムベンダであって医療機関の指示ある場合に無償でのAPI開放などの積極的な情報開示をする者向けのインセンティブ措置を創設
社会的投資減税（p41）	<ul style="list-style-type: none"> ● SDGs推進に当たり、ソーシャルベンチャーに社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金を呼び込むことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ● エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設
コロナ禍を契機とした共助のための税制（p42）	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間同士の助け合いの重要性の認識が向上している中で、デジタルプラットフォームは応援する側・される側を媒介 	<ul style="list-style-type: none"> ● コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した「クラウドファンディング」「ギフティング」事業者を認定し、その費用の一部の税額控除とともに、寄付税制の対象となる寄付先を抜本的に見直し（災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とするなど）

ブロックチェーン推進／暗号資産税制

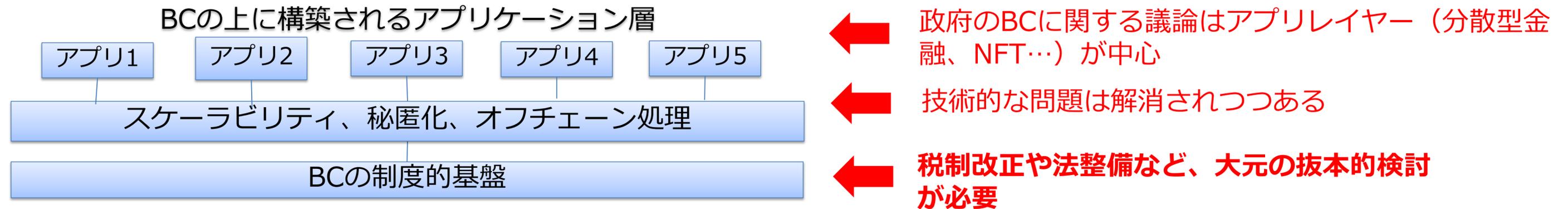
背景

- ▶ ブロックチェーン（BC）によって自律分散型の台帳管理が可能となることで、圧倒的なコスト減と認証の大変革がもたらされつつある
- ▶ AIや5Gが仮想インフラの価値を飛躍的に高めることと相まって、BCの実装により、社会的なインフラを必要としてきた様々な事象がITインフラで完結する社会が遠からず到来

要望

- ▶ 「デジタル田園都市国家構想」や「金融立国」の実現に向けて、諸外国政府にならったBC国家戦略の策定について検討いただくとともに、アプリレイヤーの議論に終始せず、大元の部分での「税制改正」と「デジタルフレンドリーな法整備」を要望

【BCのレイヤーと検討すべき方向性】



【参考】暗号資産税制については、新経済連盟より以下の提言をしています

- 対個人
 - 暗号資産の取引にかかる所得を譲渡所得にする
 - 暗号資産のデリバティブ取引を総合課税から申告分離課税へ変更し、損益通算や損失の繰越控除を可能にする
 - 暗号資産間の交換を非課税化
- 対法人
 - 法人が期末に所有する仮想通貨に関わる未実現利益（損失）について、課税対象とされている点、見直しを行うこと

ブロックチェーン推進／暗号資産税制 法人に対する税制について

- 現在、世界ではパブリックBCにアプリやDID（分散型ID）、DeFi（分散型金融）、NFTなどをのせるのが主流
- 相互運用性やスケーラビリティなどの技術上の問題は解消されつつある。自律分散型技術の成熟により、パブリックBCが社会の構成要素となる日も近いと見られている

例：シンガポール政府はイーサリアムのパブリックBCをコロナ陰性証明書のシステムに活用

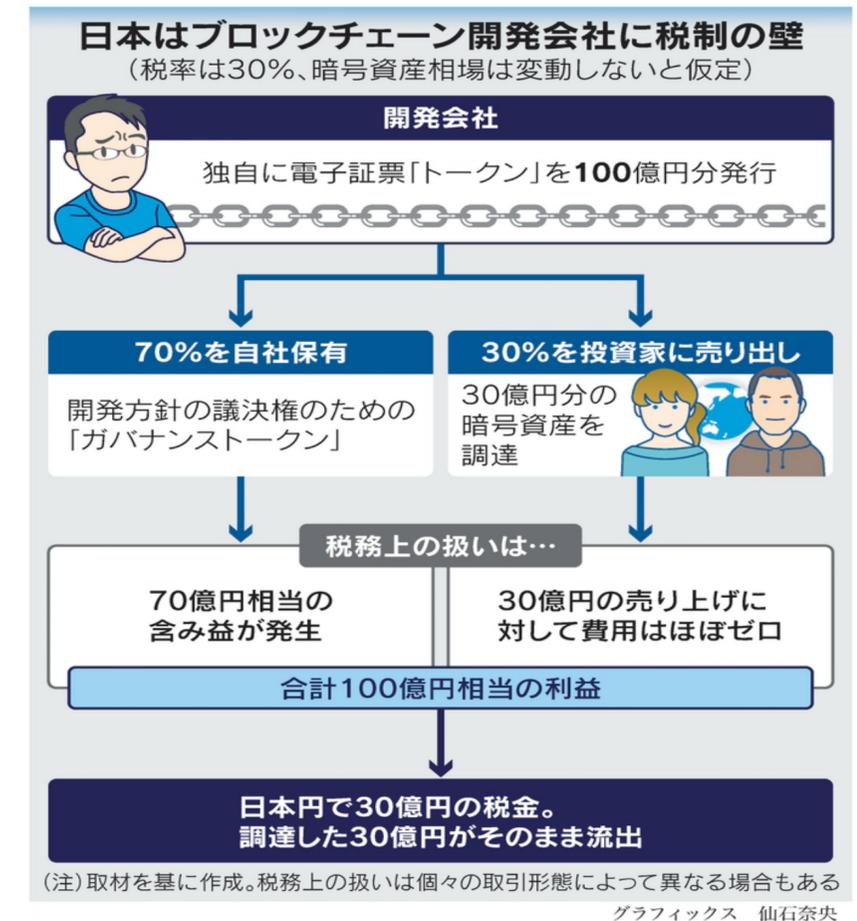
- こうしたなか、未実現利益に課税される暗号資産の法人税制や、BC関連の法制度のグレーゾーンの多さから、有望なスタートアップが（いわゆるタックスヘイブンではなく）海外に転出する事態が相次いでいる（把握しているだけで7-10社）

例：あるスタートアップは、ガバナンストークンの発行によって、日本では未実現利益に対して推定450億円の法人税負担が生じることが判明。対してシンガポールでは、長期保有資産扱いでゼロとなることから、致し方なく海外に移転（ガバナンストークンについては、右図参照）

- 法人に対する暗号資産税制について、事業者がトークンを自社発行する場合（＝投機目的がない）は課税対象から除くなど、一刻も早い改正を要望

- ◆日本の税制がBCスタートアップの国際競争力の足かせになっている問題は、日経新聞でも特集

- ◆新経連の提言にも言及あり



出典：2021年11月7日付 日経新聞

酷税に失望、デジタル頭脳去る
暗号資産で「戦えない」

ブロックチェーン推進／暗号資産税制 個人に対する税制について

- 2019年5月の改正法成立（資金決済法および金商法）により、「暗号資産」として金融資産としての位置づけが付されたことなどを踏まえ、税の公平性や制度内の整合性の観点から、**税法上も譲渡所得として扱うべき**（現行は雑所得）
- アメリカをはじめ、**海外ではキャピタルゲイン課税が主流**。海外競争力の確保の観点から、早急に税制上の乖離を解消するべき。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税上の位置づけ	金融資産 支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）	のれん以外の無形資産	無形資産	のれん以外の無形資産
個人の所得税	<ul style="list-style-type: none"> • 原則雑所得 • 事業と認められる場合は事業所得 • 最大45%（住民税込みで55%）で総合課税 • 申告分離ではない • 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら確定申告不要 	<ul style="list-style-type: none"> • キャピタルゲイン課税 • 1年以上保有した場合、long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税 • 1年未満の保有の場合は通常の累進課税 	<ul style="list-style-type: none"> • 所有を観念でき、認識可能な価値を有する限りキャピタルゲイン課税 • 納税者がhigher or additional rate taxpayerの場合は、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般原則に従って課税 • 仮想通貨を1年以上保有している場合は原則非課税 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（仮想通貨相互の交換は含まれない）は、30%の固定税率で課税 • 年間の利益が305ユーロを超えない限りは非課税 • 但し、機関投資家やマイニング事業者は、最高税率を60%とする累進税率による所得税の対象

国外転出時課税制度

国外転出時課税制度につき、事業目的の出国の場合における適用除外

背景

- 海外事業を成功させるには、その事業に精通した役員・従業員を海外に派遣して事業の拡大を図るのが通常であり、その派遣期間は予め予測できないことが多い。現在の出国税は、このような企業派遣を行う際の大きな懸念事項となっており、日本企業の海外企業に対するマイナス効果しかない状況である。

要望

- そこで、企業派遣による一時的非居住者については、納税猶予時の担保提供を免除することを要望する。
- これにより、日本企業の海外進出時の出国税への対応に要する時間や費用を大幅に削減することが出来、企業の海外進出をスムーズに進めることに資するとともに、国外転出時課税制度創設の趣旨に合致した対象者からは、これまで通り徴税すれば済む。

Appendix

日本における産業構造の変化

過去

現在

未来

1次産業→2次産業

農林水産業から
製造業へ



3次産業

サービス産業へ
更に情報通信が重要に



全産業

あらゆる産業で、データ・AI
IoT(ロボット・ドローン等)が必須に



デジタル経済化で
あらゆる産業が
大きく変革・
横割り構造化

あらゆる産業で
ITインフラが
不可欠基盤に

産業の
変化

インターネットが消費者向け新サービスを創出(例: EC、オンラインバンキング)し、徐々に普及

ソフトとハードの分離により、多様なソフトウェアでの技術・サービスが進化(例: Windows)

高速通信網が消費者の生活やビジネスにおける必需品へ

デジタルによる価値創出が消費者向けサービスでより加速、産業向けでも急速に変革をもたらす

アプリとOSの分離が新たな価値創出に必要(例: App Store, Play Store)

超高速ブロードバンド網(光ファイバー、5G)が、価値創出の前提

- アップルを筆頭に、総収入上位30社（フォーチュン500, 2017年）のうち、15社が移民1世・2世によって設立されている。

Rank	Company Name	Foreign Status	Relevant Founder	Country of Origin
3	Apple	Child	Steve Jobs	Syria
9	AT&T	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
10	Ford Motor	Child	Henry Ford	Ireland
11	AmerisourceBergen	Immigrant	Lucien Brunswig	France
12	Amazon.com	Child	Jeff Bezos	Cuba
13	General Electric	Immigrant	Elihu Thomson, Thomas Edison (child)	England, Canada
14	Verizon Communications	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
16	Costco Wholesale	Child	Jeffrey Brotman	Canada
17	Walgreens Boots Alliance	Child	Charles R. Walgreen	Sweden
18	Kroger	Child	Bernard Kroger	Germany
21	JPMorgan Chase & Co.	Child	Anthony Drexel	Czech Republic
23	Home Depot	Child	Bernie Marcus	Russia
24	Boeing	Child	William E. Boeing	Germany, Austria
26	Bank of America Corp.	Child	Amadeo Giannini	Italy
27	Alphabet	Immigrant	Sergey Brin	Russia

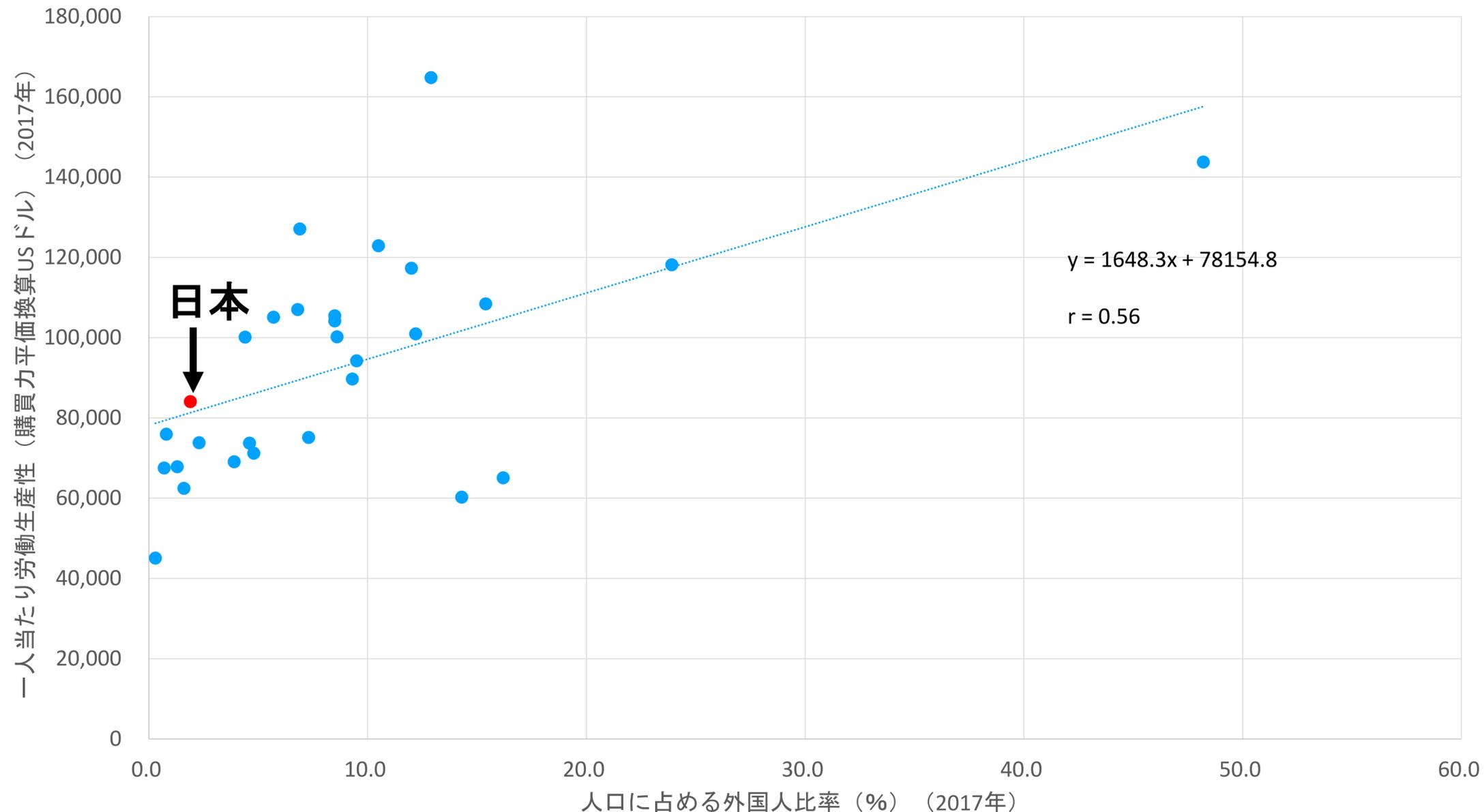


※網掛けは設立25年以内の企業(2017年時点)

(出典) Immigrant Founders of the 2017 Fortune 500

OECD各国の間では、外国人比率が高い国ほど1人当たり労働生産性が高いとの相関関係

OECD各国の外国人比率と一人当たり労働生産性の関係



(出典)
1. OECD International Migration Outlook 2018
(https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/international-migration-outlook_1999124x)
2. 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2018」
(https://www.jpc-net.jp/intl_comparison/intl_comparison_2018_press.pdf)

(注)人口に占める外国人比率のうち一部の国 (アイルランド、フランス、韓国、トルコ、リトアニア) は、2016年のデータ

『デジタル人材』供給の国際比較(民間調査)

供給数は、**インド、中国が圧倒的**。日本は、**周辺アジアの国を下回りかつ減少**。

大学の年間卒業数	世界92か国全体	日本	トップ3の国
I T分野 専攻	151.2万人	3.4万人 世界9位 前年比▲1.4%	①インド 55.0万人 ②米国 14.8万人 ③ロシア 9.3万人
S T E M 関連分野専攻	237.8万人	3.0万人 世界13位 前年比▲1.1%	①インド 113.7万人 ②米国 28.1万人 ③英国 10.2万人

<参考> **中国**は上記92か国に入っていない※が参考値を以下に示す
エンジニア専攻のみで118.0万人、サイエンス専攻のみで25.6万人

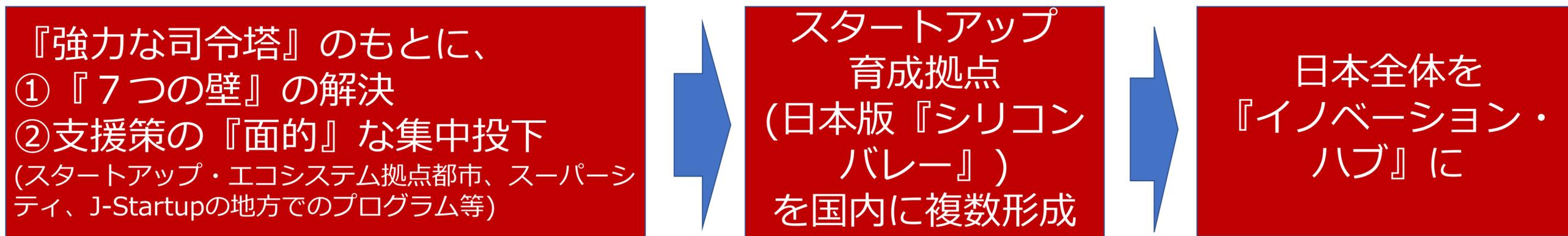
※中国はapple to appleの数字がなかったため、上記92か国には入っていない

スタートアップ政策① K P I と基本コンセプト

【K P I】

項目	現状値	目標値
企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)の数	4社(2021年3月1日現在) ※米国274社、中国123社、 欧州67社	日本版シリコンバレー都市 を基盤にして 100社
開業率	4.2% (2019年)	米国・英国レベル (10%台)
企業年齢2年以内の企業割合	13.9%(2014年) ※米国20.5%、英国22.4%、フ ランス22.8%	20%台

【基本コンセプト】



スタートアップ政策② 具体的打ち手

課題；7つの壁

① 『起業』 それ自体の壁(起業しようとする人を応援する環境が少ない)

② 人材調達の壁

③ 資金調達面での壁

④ 開業コストの壁

⑤ 企業運営コストの壁

⑥ 事業化に当たっての既存法令の壁

⑦ 社会実装の場が不在という壁

具体的打ち手

連帯保証廃止、失敗を認める文化、アントレプレナーシップ教育強化(大学での一般教養での必須化、義務教育での実践教育など)、新卒一括採用や終身雇用の見直し

株式報酬制度の見直し・種類株の活用、兼業・副業の推進、雇用拡大促進優遇税制、オープンイノベーション促進優遇税制、移民政策、STEAM強化の高等教育改革

ストックオプション税制適格緩和、SPACの検討、未上場株式市場整備(株式投資型クラウドファンディング拡充・転売制度、私募制度拡充、ミニIPOの創設、流通市場整備等)、IPO価格設定プロセスの見直し、上場基準・上場廃止基準の運用の適正化(赤字や債務超過の評価のあり方)、ベンチャーデッド拡充、投資促進優遇税制、寄附税制の見直しや社会的インパクト投資拡大 等

会社設立手続き(設立登記、公証人の定款認証等) の手間とコストの削減

登記事項・種類株変更手続、会社分割手続の負担軽減、株式買取条項の見直し、アナログ原則撤廃などデジタル規制改革、上場審査手続きのデジタル化・合理化、裁量労働制の適用拡大

相談窓口の一元化と規制改革の実施

各省庁等によるスタートアップからの調達目標設定を含めた公共調達改革、SBIR制度改革、オープンデータ推進、LGWANによる分断問題解消、実験場の用意

アナログ原則の撤廃項目の事例 一括措置の必要性

- 行政手続きを中心に先般の通常国会で成立済みの『デジタル社会形成関係整備法』において一括措置が予定されるが、**『民間の手続き』を中心に多くの法令等やその解釈で、対面・書面原則、常駐・専任配置原則などがまだ残され、一括措置が必要**

【残された課題事例】 ※は民間側の要望に基づき現在対応開始/議論中

アナログ原則	項目名	淵源となる法令
対面原則	オンライン診療の全面解禁・恒久化※	医師法
	オンライン服薬指導の全面解禁※	薬機法
	要指導医薬品のオンライン販売の解禁	薬機法
	オンライン教育の全面解禁・恒久化※	学校教育法
	バス事業者及びトラック事業者による乗務員へのIT点呼の全面解禁/自動点呼の開始 ※	道路運送法、貨物自動車運送事業法
	インターネット投票の解禁	公職選挙法
押印原則	処方箋の記名押印/署名義務における電子署名要件の柔軟化 ※	医師法、歯科医師法、薬剤師法
常駐・専任配置原則	「士」業の事務所2か所禁止規制の撤廃	社会保険労務士法、行政書士法、税理士法等
	建設工事の監理技術者が「オンライン監理」で複数の工事現場の業務を兼務することの解禁	建設業法
	食品衛生責任者の「オンライン管理」による無人店舗の実現	食品衛生法
	薬剤師と登録販売者の薬局・店舗における常駐配置の廃止(オンラインでの情報提供等) ※	薬機法
その他	普通車の新規登録・移転登録等の際の封印の手続き(指名された者によるリアルでの取付けの義務)	道路運送車両法

デジタル経済における競争上の課題と打ち手

課題

- ITインフラが全産業の不可欠基盤に
特に**モバイルOSは2社による寡占**
決済サービス・アプリストアも合わせ提供
※2つのOSを併用する人は極めて限定的なため**事実上1社独占**
- **結果、アプリストアの手数料率は極めて高額**
(基本30%、一部15%)
最近の公取調査も根本解決に至らず
※デジタルコンテンツ等のアプリ外決済誘導は可能となるも、ゲームアプリ等は変更なし。高額な手数料も変更なし
- UI/UXの統一等を名目に**アプリの機能にも制限** (モバイル通信等他分野における競争にも悪影響)
- デジタル化進展により、**公共領域を含む産業全体により広く悪影響**が及ぶおそれ

打ち手

- **独占禁止法改正等による速やかな事後的
是正措置**
手数料率の適切性にも切り込み
- 他分野にも悪影響が生じる場合は関係府省が
連携して対応
- 重要ITインフラを合わせ提供し、**強固な寡
占構造**となっていること**自体が課題**
**構造的措置を取る「独占的状态」の発動も
検討**
※独占的状态：高度な寡占状態が形成された場合、企業分割を
含む構造的措置を可能とする、独禁法上の「伝家の宝刀」
※企業分割困難でも、OS・決済サービス・アプリストアの垣根を超
えた相互乗り入れ、API開放等の適切な措置

(参考) オープンイノベーション税制の拡大

趣旨

- 現行の制度では、CVC等がスタートアップ企業の株式を1億円以上取得する場合、取得価額の25%を所得控除
- 本制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップ。こうした**スタートアップがオープンイノベーションを進める**という意味では現行の制度には意義
- 一方、事業の初期段階である**シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップの母数は十分とはいえず**、しかも**現在の制度では事実上対象外**

具体策

- **オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設**
- 具体的には、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、**出資額の要件を緩和しつつ（1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）**

(参考) スタートアップ向けインセンティブ報酬の拡充

趣旨

- スtockオプションによる役職員の企業価値向上のインセンティブ機能を維持するため、スタートアップの投資環境等の情勢の変化に応じて、税制適格要件も柔軟に見直すべき
- 特に昨今、上場後は先行投資がしにくい等の理由から、成功するスタートアップは大型化した後に上場する傾向 (SanSan、米国AirBnB等)
- 一方、税制適格のストックオプションの行使期間が10年に限定されており実態と不整合

具体策

- 税制適格ストックオプションの**行使期間を延長 (例：10年→15年)**
- 最終的にはストックオプション税制について、①行使時の課税を繰り延べ、②譲渡時点で行使価格との差額を譲渡所得として申告分離課税の対象とする、など**ゼロベースでの見直しも必要**

(参考) 研究開発税制の見直し(1)

趣旨

- **積極投資により赤字になる企業においても、研究開発の社会的必要性**は黒字企業と変わらないが、一方で研究開発税制の適用を受けられず
- また、研究開発税制やソフトウェア会計・税制はハード中心のモノづくりを前提としており、**デジタル時代に対応しきれておらず抜本的な見直し**が必要

具体策

① 繰越控除制度の創設

- 控除限度超過額の5年間繰り越しを認める
※前年分の控除限度超過額を繰越控除できる制度が過去存在(2015年廃止)

② 「専ら」要件の撤廃

- 中小企業・ベンチャーは1人の従業員が複数職務を兼務。**試験研究の業務に従事した時間を区分計上**することを前提に「専ら」要件を撤廃
- 「情報解析専門家」も「専ら」要件が付されているため、この要件も撤廃

③ 自社利用ソフトウェアの損金処理範囲の拡大

- 将来の収益獲得または費用削減が不明確であれば損金算入

④ 自社利用ソフトウェア、市場販売用ソフトウェアの区分の見直し

- クラウドは自社利用、パッケージは市場販売、という整理自体が不自然であり、税制の混乱の根本原因

(参考) 研究開発税制の見直し (2)

具体策

⑤ 給付付き研究開発税制

- 創業後一定年数以内のスタートアップについて、**赤字決算の場合、試験研究費の控除割合 (2~14%) 分の給付を可能に**

赤字ベンチャー (新たに追加)	黒字ベンチャー (現行制度)
試験研究費の一定割合 (2~14%) を 給付	試験研究費の一定割合 (2~14%) を控除 (法人税額の最大50%上限)

⑥ 企業における保守的な税務実務の改革

- 税務処理の妥当性について積極的に当局と協議する米国等と比較し、日本企業は否認されることを恐れて試験研究費の計上が保守的と言われており、こうした慣行を変える仕組みを検討すべき

※米国では、税専門家の助言に依拠した場合など合理的な理由がある場合はペナルティが免除される制度や、弁護士、会計士、税理士等の専門家とのコミュニケーションは税務調査等において開示する必要がないとする「Advisor's Privilege」の制度があり、類似の制度の導入など

(参考) 租税特別措置の適用要件の見直し

趣旨

- 研究開発税制等の租税特別措置については、大企業向けに一定の適用要件が課せられているが、産業構造が大きく変化する中で見直していくことが必要
- 具体的には、DXや人材への教育投資を促すべく、適用要件でこれらを加味

具体策

- 租税特別措置の適用要件において、**デジタル投資や教育投資の水準も加味**
- 設備投資要件については、**産業構造の変化の中でSaaS化が進展していること等の事情に鑑みた必要な見直し**

(参考) デジタル人材育成税制

趣旨

- オンライン化の進展でリモートワークなどが進み、人材育成のあり方も変化。特にバックオフィス業務やコミュニケーションツールとしてのSaaS (= Software as a Service) は、デジタル化を志向する企業にとって必須
- 企業にとってのSaaS利用は、社員のコミュニケーションや職務環境の改善を通じて、**一人ひとりの能力を直接的・間接的に向上させるという「人の育成・人への投資」**という意味合い（それゆえ、利用者数に応じた従量課金の形態をとることが多い）
- **現行のIT補助金やDX促進税制**は、人に着目した制度設計というよりは、**初期の設備投資を念頭に置いた制度設計**になっているため、**人材育成を促すための税制の構築が必要不可欠**

具体策

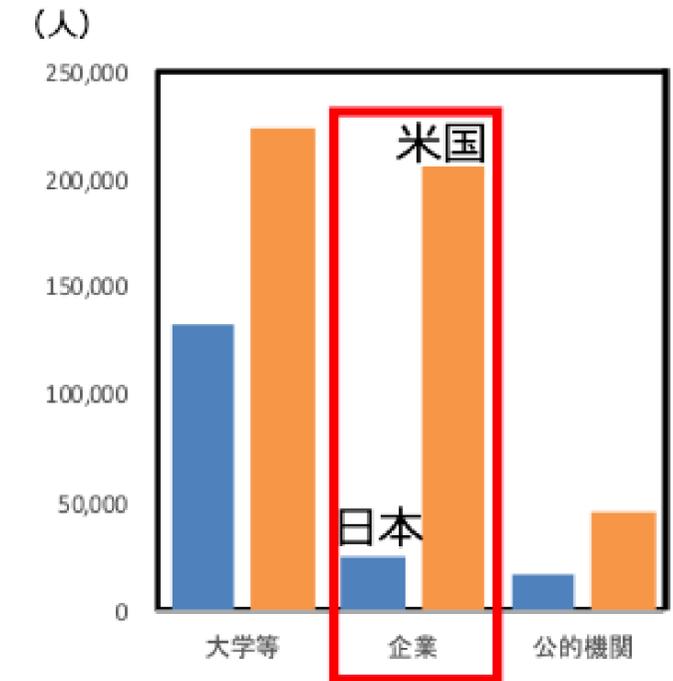
- デジタル人材の育成・投資を促進するために、**SaaS費用について税制上の優遇措置**（人材確保等促進税制への組み入れなど）

(参考) 教育投資税制創設

趣旨

- 米国等と比較した場合、日本の企業が博士号取得者を採用し辛いことに象徴されるように、**大学と企業の人材育成方針に溝**
- 社会全体で人材育成を進めるため、**経済界と教育界の往来を活発化するための施策**が必要

日米の博士号勤務先比較



(出典)文部科学省科学技術・学術政策研究所
「科学技術指標2019」を基に新経済連盟が作成

具体策

- リカレント教育等の活性化のために、**企業から大学への教育投資**（学び直しをする社会人の受入れ費用やPBL共同開発費用等）**を税額控除**（赤字繰延特例も含め）
- **人材確保等促進税制における上乗せ要件**について、**企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に**（現行は自社社員の教育訓練費が対象）

(参考) AI 税制創設

趣旨

- 世界で急成長しているAIベンチャーを日本でも振興
- わが国でもより大きな枠組みでAI産業のエコシステムを形成

具体策

- AIラボ税制の創設 (**AI研究所などを設立した場合、試験研究費の税額控除率を拡大** (通常14%→50%等))
- ベンチャーや中小企業において、修士号又は博士号を取得した**AI人材の給与(一定期間)の全額を税額控除** (赤字繰延特例も含め)
- ベンチャーや中小企業において、**外国の若手人材をAI人材として教育するために来日**させる場合 (高度人材を除く)、その給与 (一定期間) の全額を税額控除、または日本での生活支援

(参考) 暗号資産関連税制創設

趣旨

- 新たな技術であるブロックチェーンの市場を拡大しイノベーションを後押しする観点から、税制が暗号資産投資の阻害要因とならないようにする必要
- デリバティブ取引について暗号資産が税制上不利になっており、税の公平性の観点から問題
- 暗号資産に係る納税申告の負担が過大であるため、適切な申告が阻害され税収が確保されなくなる懸念

具体策

- 暗号資産のデリバティブ取引を**申告分離課税**とし、**損益通算・損失の繰越控除**を可能に
- 暗号資産の現物取引についても同様の取扱いに
- 暗号資産の取引に係る所得を**譲渡所得**に
- 暗号資産間の交換を非課税化

(参考) 外国人材に対する税制の見直し

趣旨

- 外国人材の労働環境・生活環境を改善し**企業への定着**、各企業内における**日本人職員との共生や各地域における共生**を推進する必要
- コロナ問題の影響で外国人材の来日が滞る中、より一層在留外国人材のための環境整備が重要
- 外国人（および日本人）の共生のため支出した費用負担を軽減し、共生の取組みを支援

具体策

- 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組み（以下のような取組み）を行っている**企業を公的に認定し法人税の優遇措置**
 - 外国人職員のキャリアパス明確化、技能水準向上・資格取得に対するサポート
 - 外国人への日本語教育支援・企業の英語化、生活支援、異文化・慣習への配慮
 - 日本人職員・地域コミュニティとの間の相互交流事業の実施

※ 地方の企業に対し優遇措置を深掘りすることで、地方への外国人材誘導も可能
- **個人**が自ら外国人（日本人）との共生に向けて支出した費用（言語習得費用等）について、**所得税の特定支出控除の対象に**

(参考) 税制プロセスのデジタル化

趣旨

- 税制プロセスをデジタル化し、事務コストを低減していくべき
- 2023年に導入されるインボイス制度はコロナ禍で打撃を受けている中小企業にコスト増加を強いるおそれ

具体策

- 電子帳簿保存法の**さらなる要件緩和**を実施（スキャン画像の解像度、階調、大きさ情報の保存義務の撤廃）
- インボイス制度について、**制度の周知徹底、中小企業の事務負担への配慮**等、混乱を招かないような対応を推進
- 事務負担については、以下の措置を実施
 - クレジットカード・電子マネーの電子明細を用いてインボイスを代替
 - 電子明細をインボイス相当とみなすため、登録事業者番号をデータ保存先のクラウドサービス等に紐付け、混合税率の取引を一律10%の保守的な判定により納付

(参考) 医療・物流・通信システム革新税制創設

趣旨

- コロナ問題による社会構造の変革に対して迅速な設備投資が必要な分野（医療、物流、通信等）については、**ソフトウェア含め革新的なシステムの導入を促すためにも従来の税制を超える促進策が急務**
- デジタル投資に対して**取得価額以上の減価償却を認めるイタリアのハイパー償却税制**を我が国でも導入
 - イタリアのハイパー償却税制ではインダストリー4.0関連投資は以下の割合で償却可能
 - ・ 2.5百万ユーロまでの投資 : **170%**
 - ・ 2.5百万～10百万ユーロまでの投資 : 100%
 - ・ 10百万～20百万ユーロまでの投資 : 50%
- さらに、国民視点のPHRの実現や医療分野のDXを通じた医療サービスの新たな付加価値創出と医療機関の信頼性向上に向けた打ち手が必要

具体策

- オンライン診療等の医療システム、物流の基幹システム、通信分野の革新的システム等への投資について、**取得価額の200%分の減価償却**
- 医療情報システムベンダであって医療機関の指示ある場合に無償でのAPI開放などの**積極的な情報開示をする者向けのインセンティブ措置を創設**

(参考) 社会的投資減税

趣旨

- SDG s 推進にあたって、「**金融の回路を見直す**」ためのグローバルな潮流
 - 日本でも、機関投資家によるESGの投資基準への組み入れ、企業のESG情報開示の充実など、**上場企業においてはESG投資はメインストリーム**に
- 一方、SDG s 推進にあたっては、革新的な技術などで社会課題に挑戦する**ソーシャルベンチャーの育成やそれを取り巻く市場の整備**も重要
- この点、ソーシャルベンチャーに**社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金**を呼び込むことが重要
 - **イギリスの社会的投資減税**は、認証を受けた法人等に対する個人投資を税制優遇
 - 日本でも、地方自治体等による認証を受けた地域企業への資金供給を促す「地方創生SDG s 金融」の取り組みがあるが、資金供給の主体として想定されているのは地域金融機関であり、税制優遇などのインセンティブ存在せず

具体策

- **エンジェル税制に社会的投資減税特別枠**を創設
 - Community Interest companyやB corp認証のように、**定款への記載や定期的な情報開示、など一定の要件を満たしたベンチャー企業**への個人投資について、**優遇措置を拡充**（優遇措置Aの控除上限の緩和や優遇措置Bも所得控除にする等）

(参考) コロナ禍を契機とした共助のための税制

趣旨

- コロナ禍や度重なる災害を受け、民間同士の助け合いの重要性の認識向上
- 応援する側とされる側を媒介するデジタルプラットフォームに着目し、より多くの人々の力によってコロナ問題を乗り越える必要
- また、災害救援やコロナ患者受入の医療機関への支援等、時々において必要な民間の金銭的支援を促す税制とすることが必要

具体策

- **「応援税制」の創設**
 - コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した **「クラウドファンディング※」「ギフティング」事業者を認定し、その費用の一部を税額控除**（赤字繰延特例を含め）
 - ※寄付型、購入型クラウドファンディングを念頭
 - 上記スキームを活用して応援に参加した **個人や事業者も税制優遇**
- また、寄附税制の対象となる寄付先について、公益法人等だけでなく災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とする等、抜本的に見直し



新 経 済 連 盟

Japan Association of New Economy